

議事要旨(6) 特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭に新井専門委員長より、前回の委員会での審議の決定を受け、特別目的会社（SPE）専門委員会では、平成 19 年 3 月に公表された企業会計基準適用指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（以下「適用指針」）の四半期連結財務諸表における取扱いについて検討した旨の説明があり、秋葉主席研究員より、適用指針の修正文案を用いて具体的な説明がなされた。

- ・ 平成 19 年 3 月に公表された本適用指針では、四半期連結財務諸表における取扱いが必ずしも明らかではないという指摘があったことから、その取扱いを明確にするため、確認のための記述を加えることとした。
- ・ 四半期財務諸表に関する会計基準で定める「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」として、適用指針第 3 項が定める連結財務諸表の注記事項について、前年度末の記載と比較して重要な変更又は著しい変動が認められる場合には、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要及び開示対象特別目的会社との取引金額等の各区分に応じて、該当する事項の記載を求めることとした。
- ・ 改正された適用指針は、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度（当該連結会計年度を構成する中間連結会計期間又は四半期連結会計期間を含む。）から適用することを予定している。
- ・ 現行の解釈の確認を主とする改正であることから、公開草案を経ずに次回の委員会での公表議決をお願いしたい。

これらの説明に対する委員等からの発言はなかった。

以 上